

金沢地方裁判所本庁・七尾支部の売却スケジュールでは、

令和2年6月入札開始分から制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年6月入札開始分から入札時に

下記の各書面の提出が入札書毎に必要になりました。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

金沢地方裁判所 執行官室 ☎076-262-4745 / 七尾支部 執行官室 ☎0767-52-4607

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 19 日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 谷 口 彰

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 7 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 1 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 金沢地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 4 日 午前 9 時 45 分 場 所 金沢地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 22 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 1 月 22 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 12 月 19 日から当庁競売物件閲覧室に備え置きます。 入札がなかった場合、特別売却を実施します (特別売却の受付は、期間中、午前 10 時から午後 3 時まで)。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 820, 000 3, 856, 000	一括	964, 000	36, 460	6, 353
1	1, 630, 000				
2	3, 190, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 河北郡津幡町字緑が丘四丁目 | |
| | 地 番 | 100番 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 226.25平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 河北郡津幡町字緑が丘四丁目100番地 | |
| | 家屋 番号 | 100番 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 71.00平方メートル |
| | | 2階 | 64.00平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年11月20日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 谷 口 彰

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 河北郡津幡町字緑が丘四丁目 | |
| | 地 番 | 100番 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 226.25平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 河北郡津幡町字緑が丘四丁目100番地 | |
| | 家屋 番号 | 100番 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 71.00平方メートル |
| | | 2階 | 64.00平方メートル |



令和7年(ケ)第42号
令和7年8月26日受理
令和7年10月27日提出

現況調査報告書

金沢地方裁判所

執行官 角 谷 浩 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 河北郡津幡町字緑が丘四丁目 | |
| | 地 番 | 100番 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 226.25平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 河北郡津幡町字緑が丘四丁目100番地 | |
| | 家屋 番号 | 100番 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 71.00平方メートル |
| | | 2階 | 64.00平方メートル |



(土地・建物用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり					
住 居 表 示	(住居表示未実施)					
土 地	物件 1					
現 況 地 目	■宅地（物件 1） □公衆用道路（物件 ） □ （物件 ）					
形 状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □					
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり					
下 記 以 外 の 建 物 （目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
そ の 他 の 事 項	■「その他の事項」のとおり					
建 物	物件 2					
種 類 、 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる（□主である建物 □附属建物） □種 類： □構 造： □床面積：					
物件目録にない 附 属 建 物	■ない { 種 類： □ある 構 造： 床面積：					
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり					
上 記 以 外 の 敷 地 （目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）					
そ の 他 の 事 項	■「その他の事項」のとおり					
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある 保管開始日 令和 年 月 日					
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■本件土地建物（物件1、2）について

- ・物件の状況（工作物等）については、土地建物位置関係図及び建物間取図のとおり。
- ・本件物件の損傷等の状況については、「関係人の陳述等」（4枚目）を参照のこと（写真②、⑧参照）。
- ・簡易物置あり。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 私は、本件物件の所有者です。本件建物には、現在、誰も住んでいません。もちろん、第三者に貸しているような部分也没有ありません。 2 本件物件には不動産会社の看板が立っていますが、これは、私が売却を依頼した会社の看板です。ただし、今は、事実上ストップしている状態です。 3 2階の屋根の南西角付近の軒先で、台風の時に剥がれが生じた場所があります。今もそのままの状態になっていますが、特に室内で雨漏りが生じたりしているようなことはありません。 4 カーポートは、4年くらい前に屋根雪が落ちたせいで、部材が曲がってしまっています。 5 土地内に電柱がありますので、北陸電力から若干の電柱敷地料が支払われてきます。 6 能登半島地震（令和6年1月発生）による被害は無かったと思います。 7 玄関ポーチのタイル部分が剥がれ落ちてしまった場所がありますが、上記地震の前からのものです。また、2階の内壁（クロス）にヒビ状の傷が2～3箇所あるようですが、これも地震の影響とは違うと思います。 8 1階LDKの内壁に一部黒ずんだ汚れがありますが、そこにテレビを置いていたせいだと思います。 9 周囲の土地との境界争いはありません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年9月18日(木) 10:00-10:10	物件所在地	不在、物件外観確認、写真撮影
7年9月22日(月)	執行官室(郵便)	所有者に立入調査通知書及び照会書送付(回答あり) (切手410円)
7年10月3日(金) 13:00-14:05	物件所在地	所有者立会、占有関係等聴取、物件現況調査、写真撮影、 評価人同行

(特記事項)

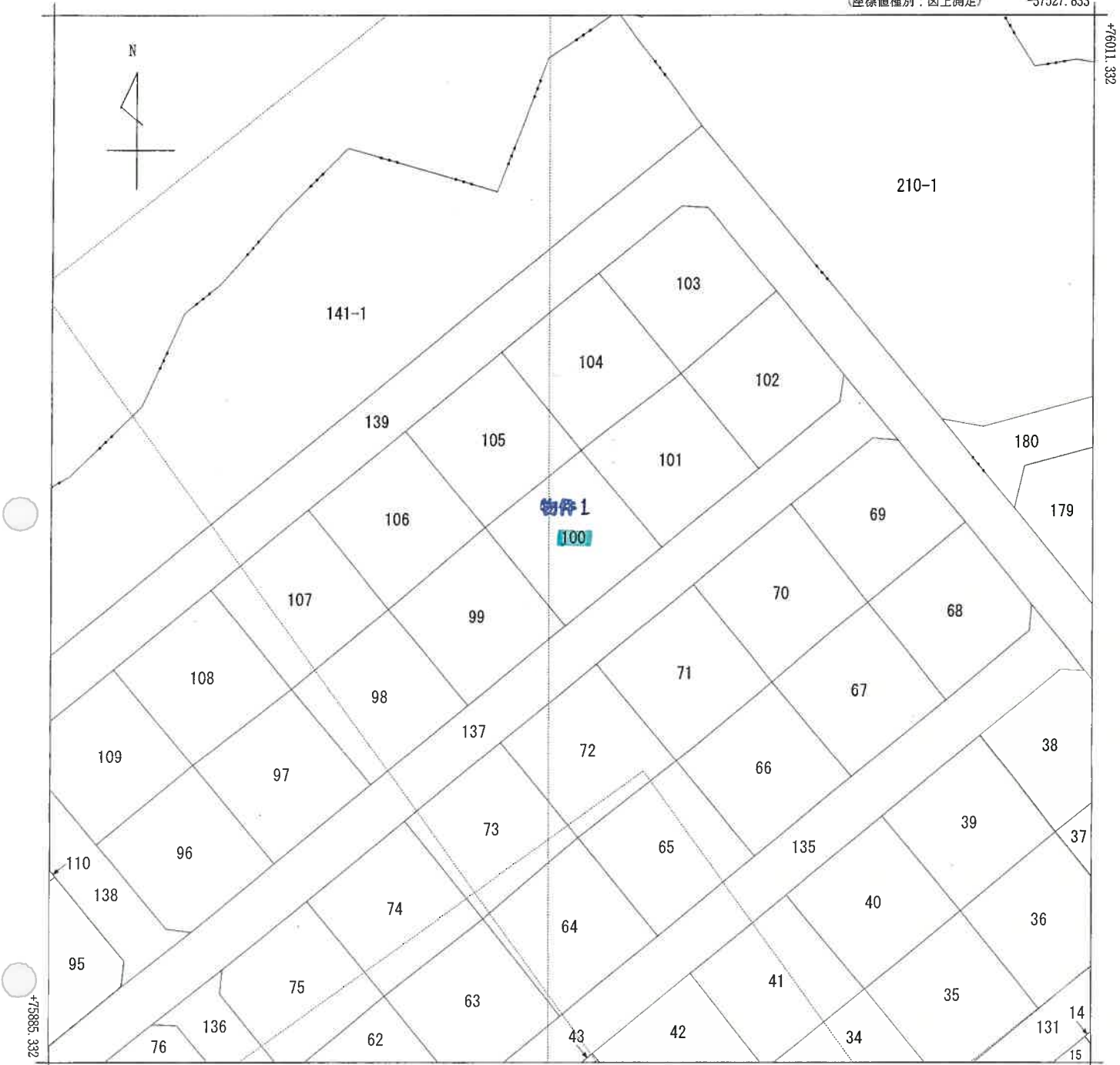
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

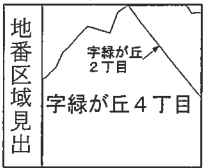
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



-37652.833 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	河北郡津幡町字緑が丘四丁目					地番	100番		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	VII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和63年1月26日			補記事項	

この証明書に記録されている内容は、令和6年能登半島地震発生以前に作成された地図又は地図に準ずる図面に基づくものである。



建物図面

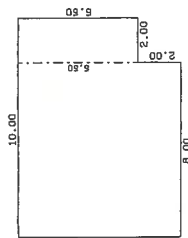
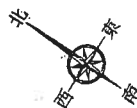
各階平面図

家屋番号 100

建物の所在 河北郡津郷町字松が丘4丁目100基地

各階平面図

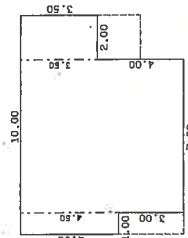
9611464



1 階

求積表

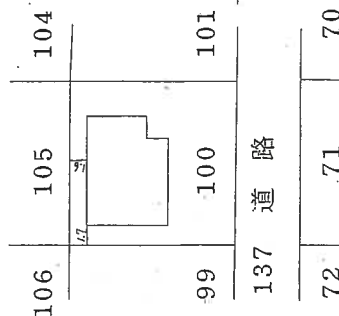
$8.00 \times 7.50 = 60.0000$
 $2.00 \times 5.50 = 11.0000$
合計 71.0000
床面積 71.00 m²



2 階

求積表

$1.00 \times 4.50 = 4.5000$
 $7.00 \times 7.50 = 52.5000$
 $2.00 \times 3.50 = 7.0000$
合計 64.0000
床面積 64.00 m²



製作者

縮尺 1/250

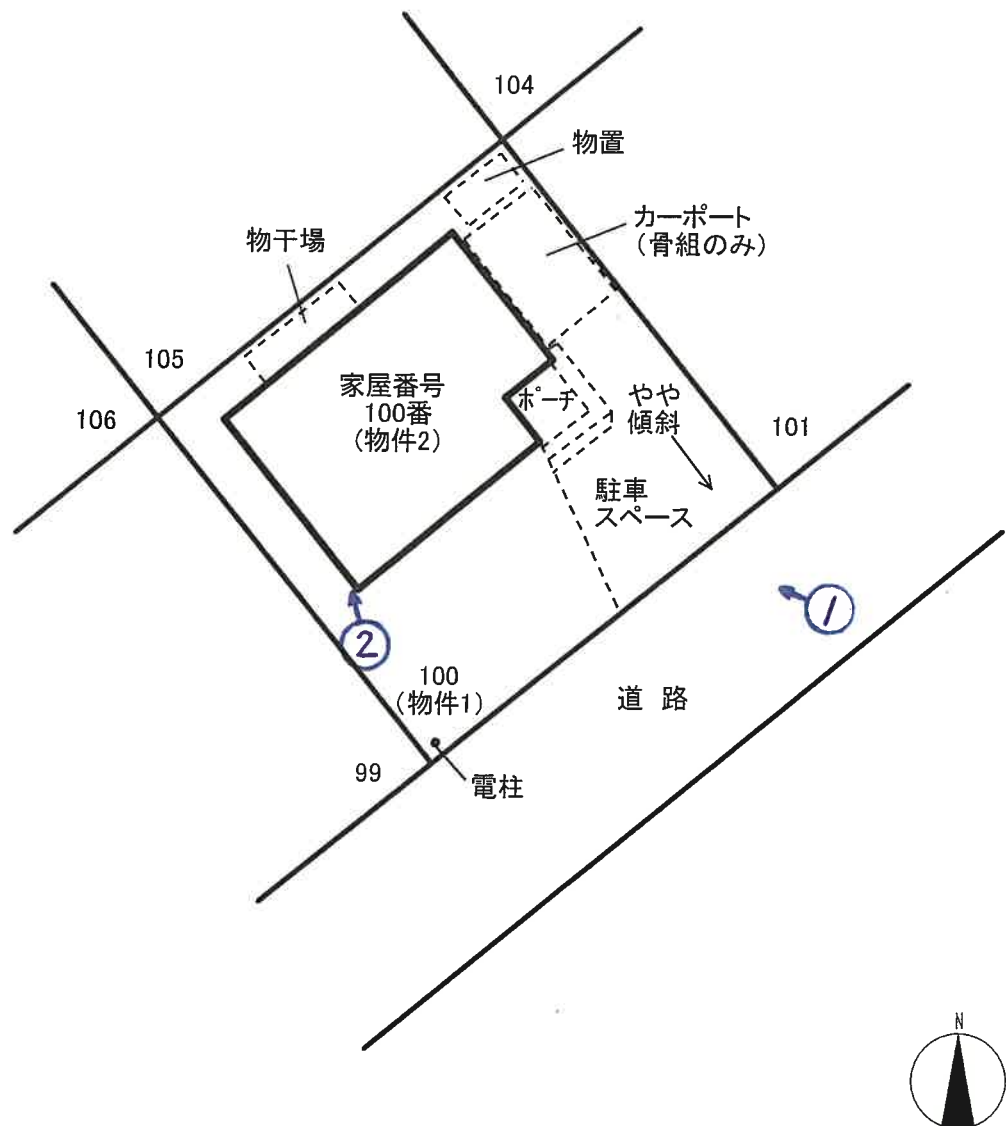
申請人

縮尺 1/500

(石川県土地家屋調査士会用品)

7.4.17

土地建物 位置関係図



※当該図面は現地概測、公図、その他資料等から推定して作成したものであり、必ずしも正確な図面ではない。

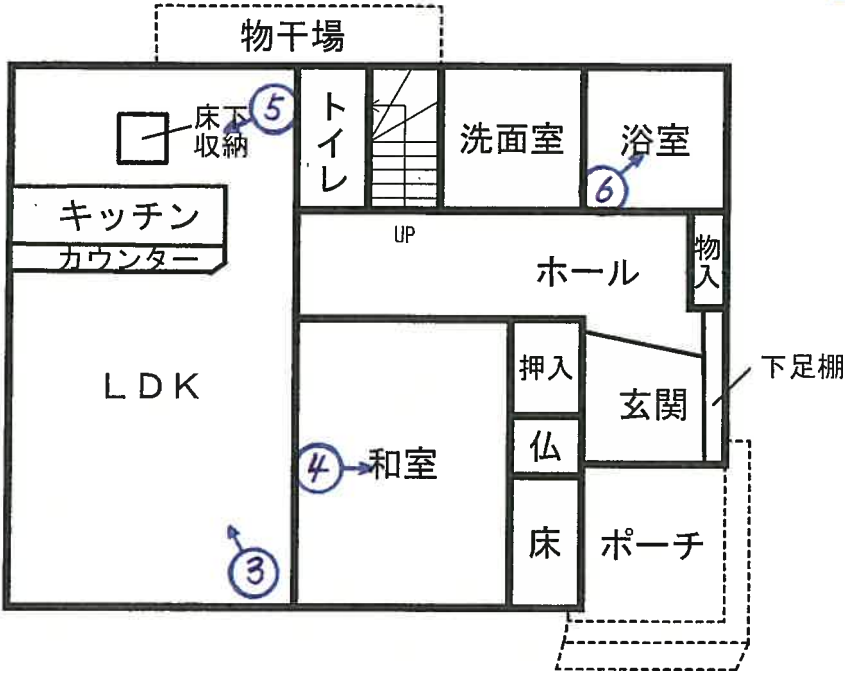


写真撮影の位置・方向
及びその番号を示す

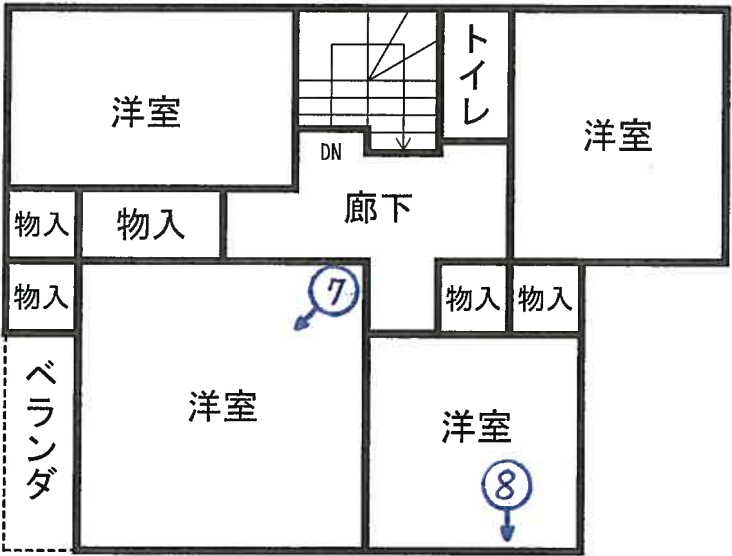
建物間取図

1 階

物件 2



2 階



写真撮影の位置・方向
及びその番号を示す

物件2

写真①



軒先の損傷状況

写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧

内壁（クロス）の損傷状況



令和 7 年 (ケ) 第 42 号
令和 7 年 10 月 3 日 現地調査
令和 7 年 11 月 14 日 評 価

金沢地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

畠山 麻衣 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,820,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 1,630,000 円
物件2(建物)	金 3,190,000 円

1. 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却(民事執行法第61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記録と同じ。

番 号	所 在 等	登 記 簿 上	現 況
1	所 在 地 地 目 地 積	河北郡津幡町字緑が丘四丁目 100番 宅地 226.25㎡	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積 床 面 積	河北郡津幡町字緑が丘四丁目100 番地 100番 居宅 木造スレート葺2階建 1階 71.00㎡ 2階 64.00㎡ 延床面積 135.00㎡	
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	JR七尾線「中津幡」駅の北方・道路距離約1.8km 最寄バス停「4丁目公園前」の北方・約200m(徒歩約3分) (別添「位置図」参照)						
付 近 の 状 況	北方には林地が広がる中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の段々状の住宅団地。						
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規 制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域					
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域					
	建 ぺ い 率	50%					
	容 積 率	80%					
	防 火 規 制	—					
	そ の 他 の 規 制	—					
画 地 条 件 等	規 模	226.25 m ² (公簿)					
	形 状	ほぼ正方形					
	間 口 : 奥 行	約15.0 m : 約15.5 m					
	そ の 他	—					
接面道路の状況	接面 方位	幅員 (m)	道路 種類	建築基準法 上の道路	高低差 (対道路)	介在 公共物等	セット バック
	南東	6	町道	該当	等高	—	—
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物の敷地として利用されており、北部には物置及びカーポートが、南端部には電柱が存し、東部は駐車スペースとなっている(別添「土地建物位置関係図」参照)。						
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり (特記事項のとおり)					
	ガ ス 配 管	あり (特記事項のとおり)					
	下 水 道	あり (特記事項のとおり)					
	〈 注 〉	供給処理施設における「あり」とは敷地内までの引込がある状態をいう。「なし」とは敷地内までの引込がない状態をいう。「不明」とは役場等での確認事項に疑義がある場合等をいう。 なお、供給処理施設については、地下埋設管ルートを目視できず、詳細が不明であるため、別途工事費等が必要となる場合がある。					

土 壌 汚 染 等	土壌汚染の有無は確認できなかったが、その可能性は低いと考えられる。また、詳細な調査を経なければ確定的な判断はできない。 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
特 記 事 項	・物件1は南西側隣接地(99番)より約0.5m高く、北西側隣接地(105番)より約0.7m低くなっている。 ・物件1東部の駐車スペースは道路と等高であるが、南部の庭部分は道路よりも約1m高い。 ・津幡町上下水道課によると、調査時点において、上水道は閉栓中、下水道は使用停止中とのことである。 ・簡易ガスについては、管理会社である株式会社丸八金沢営業所によると、調査時点において閉栓中とのことである。

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記簿記載) 平成7年4月14日 新築 経過年数 31 年 経済的残存耐用年数 一 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 吹付等 内 装 : クロス等 天 井 : クロス、合板目スカシ張り等 床 : フローリング、畳、タイル等 設 備 : 電気、給排水、衛生設備 そ の 他 : -
床面積 (現況)	「第3 目的物件」記載のとおり
現況用途等	現況用途 居宅 間 取 り 別添「建物間取図」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・建物に付属する設備については動作確認を行っていないため、使用の可否については不明である。 ・アスベストについては、目視では確認できなかった。アスベスト使用の可能性は不明であり、専門家の調査によらなければ、確定的な判断はできない。 ・物件2の建築確認について、新築時の建築確認及び検査済証は認められるとのことである(津幡土木事務所建築課調べ)。 ・物件2について、1階LDKのクロス汚れ、2階洋室のクロス壁に複数箇所のヒビ、ポーチの段差部分の側面にタイルのはがれ等が見られる。その他、外壁の劣化、内壁の汚れ等、使用や経年等による損傷等が見られる。カーポートは損傷及び劣化が激しく、変形した骨組のみとなっている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	19,900	1.03	226.25	0.98	4,540,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 津幡(県)－4

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $29,000 \text{ 円/㎡} \times 100 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 146 \div 19,900 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：格差なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件等を考慮した。

イ 個別格差：方位等の画地条件等を考慮した。

ウ 地 積：登記面積による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	200,000	135.00	0.13	3,510,000

ウ 現価率：経済的残存耐用年数は認められないことから、主として観察減価法により上記のとおり判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) $\text{ア} \times \text{イ} \div \text{ウ}$
1	4,540,000	0.40	法定地上権	1,810,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 評価額

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) $(\text{ア} + \text{イ}) \times \text{ウ} \times \text{エ} \times \text{オ}$
1	4,540,000	-1,810,000	1.0	1.0	0.6	1,630,000
2	3,510,000	1,810,000	1.0	1.0	0.6	3,190,000
一括価格 (合計)						4,820,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場修正：津幡町の住宅地域における不動産の需給動向等を考慮し、修正の必要性はないものと判定した。

オ 競売市場修正率：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

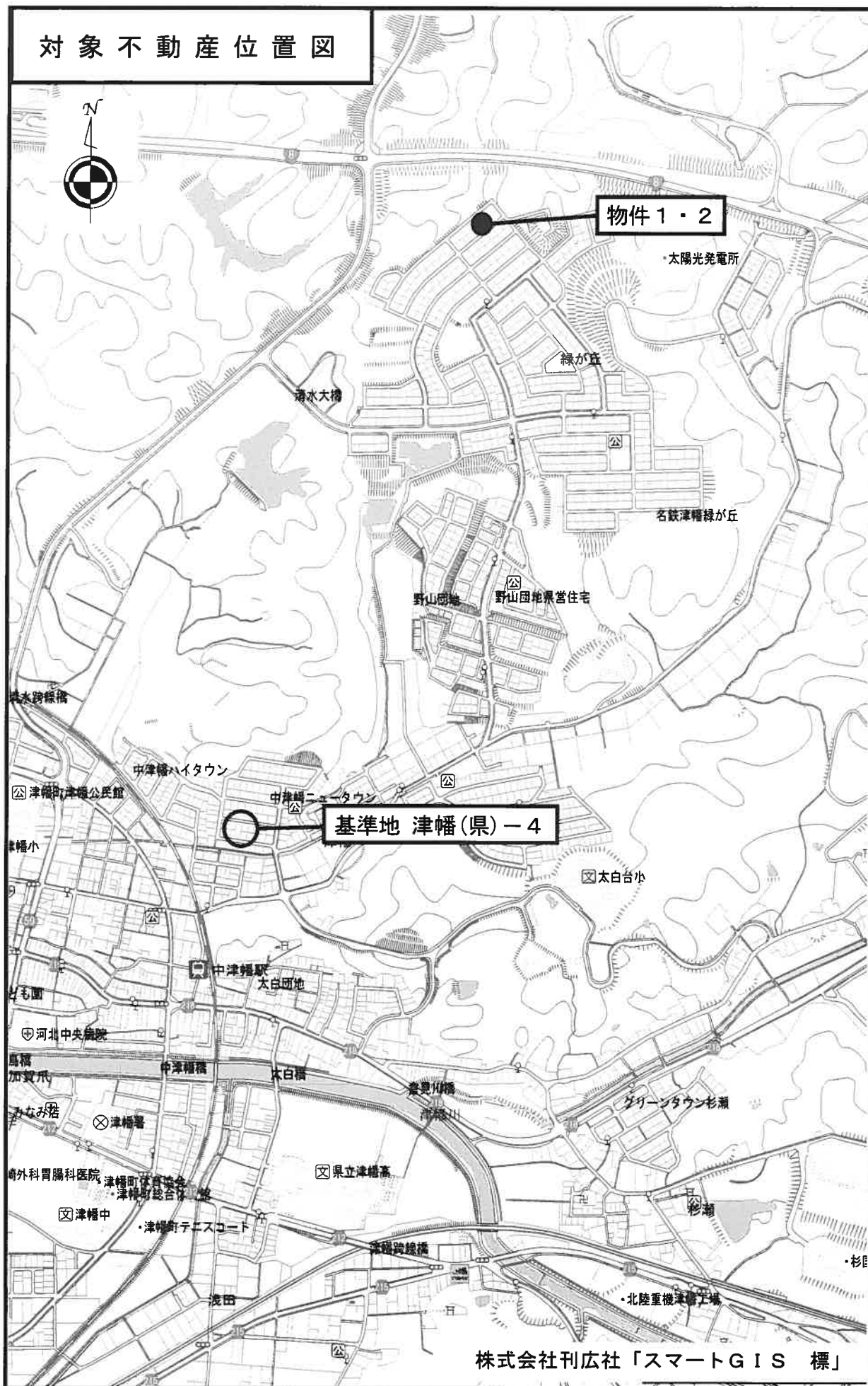
地価調査基準地	津幡(県)ー4
所 在	河北郡津幡町字津幡は92番外
価 格	29,000 円/㎡
位 置	JR七尾線「中津幡」駅から北方へ道路距離で約450m
価 格 時 点	令和7年7月1日
地 積	191 ㎡
供給処理施設	水道、下水、ガス
接 面 街 路	北側6m町道
用 途 指 定 等	非線引都市計画区域、第1種低層住居専用地域 (建ぺい率50%、容積率80%)
地 域 の 概 要	中規模一般住宅が多いやや高台の住宅地域

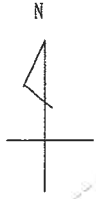
第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- ~~2 住宅明細図写~~
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図
- 7 現況写真

以 上

対象不動産位置図





公図写

210-1

141-1

103

104

102

139

105

101

180

179

物件1
100

106

69

107

99

70

68

108

98

71

67

109

97

137

72

66

38

110

96

73

65

135

39

138

74

64

40

36

95

75

63

41

35

76

136

62

43

42

34

131

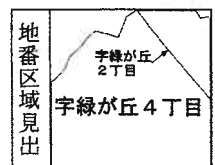
14

15

-37652.833

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請 求 部	所 在	河北郡津幡町宇緑が丘四丁目				地 番	100番			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅶ	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和63年1月26日		補 事 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(金沢地方法務局管轄)

令和7年7月11日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：12-1

(1/1)

この証明書に記録されている内容は、令和6年能登半島地震発生以前に作成された地図又は地図に準ずる図面に基づくものである。

A3をA4に縮小

登記年月日：平成7年4月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(金沢地方法務局管轄)
令和7年7月11日 東京法務局中野出張所

登記官

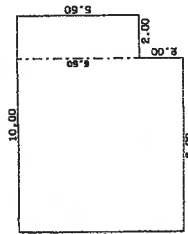
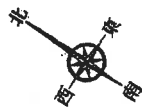
各階平面図

9611464

家屋番号 100

建物図面

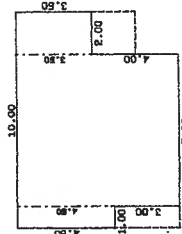
建物の所在 河北郡津幡町字藤が丘4丁目100番地



1 階

求積表

$8.00 \times 7.50 = 60.0000$
$2.00 \times 5.50 = 11.0000$
合計 71.0000
床面積 71.00 ㎡



2 階

求積表

$1.00 \times 4.50 = 4.5000$
$7.00 \times 7.50 = 52.5000$
$2.00 \times 3.50 = 7.0000$
合計 64.0000
床面積 64.00 ㎡

106	105	104
99	100	101
137 道路		
72	71	70

物件2

作製者

申請人

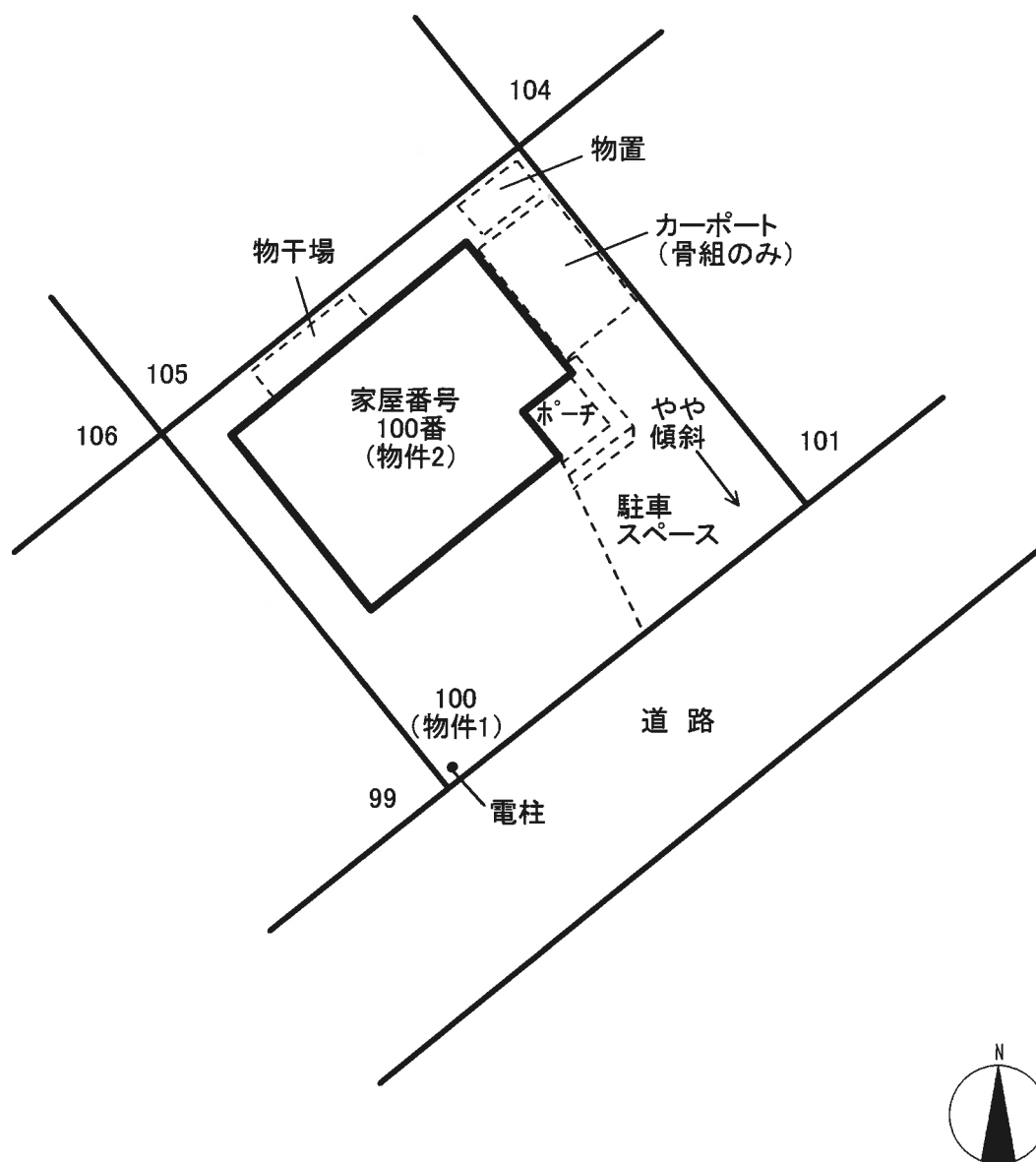
縮尺 1/250

縮尺 1/500

(石川県土地家屋調査士会用紙)

7.4.17

土地建物 位置関係図

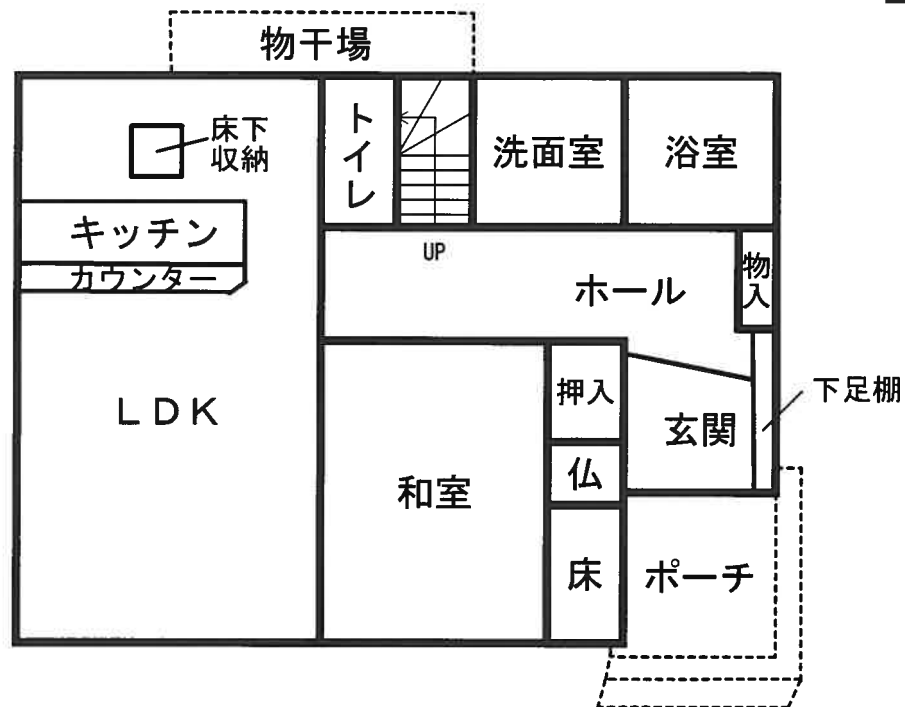


※当該図面は現地概測、公図、その他資料等から推定して作成したものであり、必ずしも正確な図面ではない。

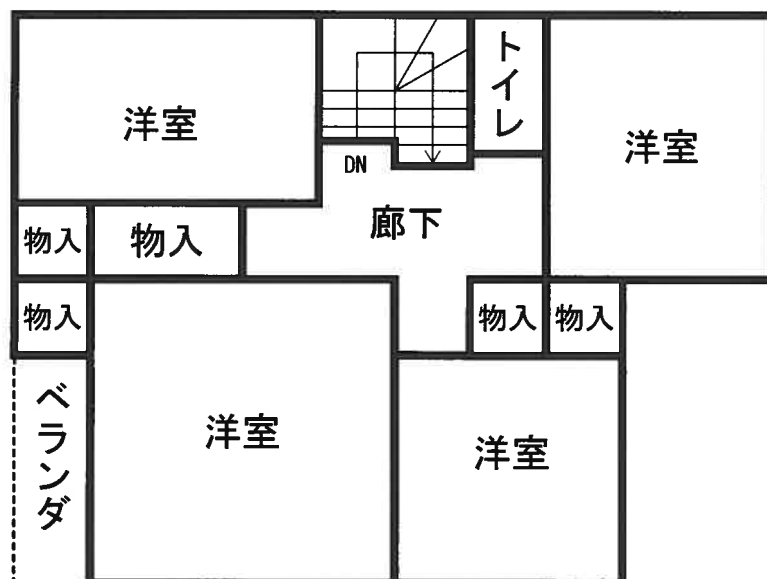
建物間取図

1 階

物件 2



2 階



写真



物件 1 ・ 2

